

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

臼杵市長 西岡 隆

市町村名 (市町村コード)	臼杵市 (44206)	
地域名 (地域内農業集落名)	南野津地区 (前河内、一ツ木、笹枝、川平、町部、吉岡、長小野、天手、赤峰、尾原、栃原、石上、風瀬、東光寺、鼓石、竹脇、田中、大山、折立、奥畑、椎原、細枝、出羽、白岩)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・現在は担い手がいる地域もある ・畑は借り手がいるが田は作ってくれる人がいない ・今後年齢的に耕作できなくなる、地区内に新たな耕作者がいない、そうなるとう耕作放棄地が増えることになる ・人口減少により人がいなくなっている、地域を守らなければ農業も守っていくことができない ・今は農道や水路の維持管理ができていますが、今後は難しくなる ・昔土地改良をしたが水路が損傷しているところがある ・獣害がひどい、サルはフェンスが破れたところから入ってくるし、銃でも効果がない
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・防除の手間を踏まえ、品目ごとに集約したほ場づくりを検討する ・耕作者を呼び込むためにも、再度基盤整備ができないか ・集落営農組織を設立し、作業の分担を考える ・施工方法を十分検討したうえで柵を設置する ・ハウスなどの施設栽培の取り組みを検討する ・地区に入っている優良な法人に地域内の耕作地で規模拡大や区役のお願いをできないか

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	468.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	468.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内の優良な法人や地域外から、幅広い担い手への農地集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向や、地権者の貸出意思を把握しながら、農地中間管理機構の活用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手、地権者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・施設整備に向けた取り組みを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の農業者が経営しやすい環境を整える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
 施工方法を十分検討したうえで柵を設置する